

* * 労働安全衛生法に基づく健康診断に関する FAQ * *

Q1 労働者に対しなぜ健康診断を実施しなければならないのか。

A 事業主に、労働者に対する一般健康診断の受診を義務づけるのは、主に次のような理由で労働者が作業することにより引き起こされる事故や疾病を防ぎ、またはそれを早期発見し被害の拡大を防止するためです。

イ) 安全や健康に配慮した適正配置のための検査やそのための身体状況の把握

ロ) 個々の労働者を対象として、作業に起因して起こる健康障害の早期発見

ハ) 個人よりも集団を対象とした、職場の労働衛生問題の発見

イ) は、例えば運転手の睡眠時無呼吸症検査など、業務中の発病が事故や災害につながる場合の検査のように、一般健康診断で検査項目となっている循環器疾患関連項目等で、通常業務遂行が可能か等を判断します。

ロ) は、鉛健診など有害作業に対する特殊健診を典型例とし、職業性疾患の早期発見・早期治療を目指すものです。

ハ) は、具体的な健診項目としてはロ)と同じ場合も考えられます、主要な目的は、個々の労働者の疾患の発見よりも、職場の状態を把握することにあります。例えば騒音性難聴など、職業に起因する不可逆的疾患の健診は、受診する個々の労働者には直接的な利益は必ずしもありませんが、その情報は職場の作業環境管理の重要な情報であり、環境改善のための資料となります。

Q2 事業者が実施しなければならない一般健康診断にはどのようなものがあるのか。

A イ) 雇入時健康診断（労働安全衛生規則第 43 条）

常時使用する労働者（一定のパートも含む）を雇入れる直前又は直後に実施する必要があります。

ロ) 一般健康診断（労働安全衛生規則第 44 条）

常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期的に医師による健康診断を実施する必要があります。常時使用する労働者とは、期間の定めのない契約により使用される者であり、かつ、労働時間が通常の労働者の労働時間の 4 分の 3 以上である者をいいます。

ハ) 特定業務従事者健康診断（労働安全衛生規則第 45 条第 1 項）

坑内労働、深夜業等の有害業務に常時従事する労働者に対して、6 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に医師による健康診断を実施する必要があります。深夜業の業務に常時従事する労働者

働者とは・・・深夜業（午後10時から午前5時までの間に業務に従事）を1週に1回以上又は1月に4回以上行う方 常時使用する労働者とは・・・次のQ4へ

Q3 一般健康診断の費用は事業者で負担しなくてもよいのか

A Q2のイ)ロ)ハ)すべてについて事業者負担で行ってください。

Q4 一般健康診断が必要な「常時使用する労働者」とはパートやアルバイトも含まれるのか。

A 常時使用する労働者とは次の1及び2の要件を満たす者であり、この要件を満たせばパート・アルバイトといった方も該当します。

1. 使用期間

- ・ 一般業務従事者は一年以上使用される予定の者
- ・ 特定業務従事者（労働安全衛生規則第45条関係）は六月以上使用される予定の者

2. 労働時間数

- (1) 同種の業務に従事する労働者の一週間の所定労働時間数の四分の三以上であること
- (2) 同種の業務に従事する労働者の一週間の所定労働時間数の四分の三未満である労働者であっても、概ね二分の一以上である者も健康診断の実施が望ましいとされています。

Q5 人間ドック（もしくは市町村で行う健康診断）を受診したが会社で行う一般健康診断も受けなくてはならないか

A 労働安全衛生法第六十六条では「事業者は、労働者に対し厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。」とされていますが、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合は、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面（今回の場合は人間ドックの結果の写し等）を事業者に提出すれば受ける必要はありません。なお、事業主は結果を証明する書面が提出されたときには、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければなりません。

また、これと同様に市町村で実施している健康診断を受診した場合も事業主にその結果を提出する必要があります。ただし、市町村が実施する健康診断の中には労働安全衛生規則第44条で定められている健康診断項目を全て実施していないものがあります。この場合は自

らが医療機関（もしくは事業主が指定している医療機関）で不足する項目を受診し、受診結果を事業主に提出する必要があります。

Q6 健康診断を受診したが会社で行う事後措置とはなにか

A 健康診断を実施したあと、その結果に基づいて事業主が行うこと（事後措置）には以下のものが考えられます。（衛生委員会等で協議することが適切です）

イ）労働者に対して就業区分を決定する。

産業医や専門家に対し、通常勤務が可能か、勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる必要があるか、および勤務を休む必要があるか等の区分を決定します。

ロ）作業環境について見直しを行う。

粉じんや騒音といった作業環境が劣悪なために健康障害を発症していることがわかった場合、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置を講じます。

Q7 一般健康診断の項目はどのようなものがあるのか

A 以下の項目が労働安全衛生法に定められている一般健康診断における検査項目です。

なお、雇入時の健康診断は項目の省略はできませんが、一般健康診断は基準に従って一部省略が可能です。

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長(1)、体重、腹囲(2)視力及び聴力(1000 ヘルツ及び 4000 ヘルツ)の検査
- 4 胸部エックス線検査(3)及び喀痰検査(4)
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査（赤血球数・血色素量等）
- 7 肝機能検査（GOT（AST）・GPT（ALT）・ γ -GTP 等）
- 8 血中脂質検査（LDL コレステロール・HDL コレステロール・トリグリセリド（中性脂肪）等）
- 9 血糖検査
- 10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- 11 心電図検査（安静時心電図検査）

1：身長：20 歳以上の者について身長は測定省略が可能

2：40 歳未満の者、妊婦等その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、BMI が 20 未満の者などは医師の判断で省略可能

3：40 歳未満の者（20,25,30 及び 35 歳を除く）で次のいずれにも該当しない者は省略可能

イ 学校（幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、特定の社会福祉施設における業務に従事する者

ロ 常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理 1 の者、常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事している者のち、じん肺管理区分が管理 2 である労働者

4 喀痰検査：胸部エックス線検査で病変が発見されない者、結核発病のおそれがないと診断された者及び上記 3 に該当する者は省略可能

6～10 の項目については、40 歳未満（35 歳は除く）の者は省略が可能

ただし、省略は過去の健診結果や自覚症状及び他覚症状の有無などを基に医師（産業医）が判断します。

Q8 事業者が労働者の健康管理を行うのはどうしてですか（自己責任ではないのですか）

A ・生活習慣病などの疾病を早期に発見して早期治療を行うこと。

・労働者各人の健康状態を適切に把握し、その結果に基づく保健指導を行うことにより生活習慣病の発症や進行の予防を図ること。

・健康診断等の結果に基づき、必要があると認める場合は、当該労働者の実情を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるため。

・必要な労働者に対して精密検査等の受診勧奨等を行うため。

Q9 健康診断の結果、再検査（精密検査）等の指示があったがどうすればよいか。再検査等を実施した場合の費用負担はどうか。

A 健診結果に異常値があった場合の対応については、一部に極めて緊急度が高いものがある一方で、生活習慣病に係る検査項目などの大部分は経年的変化によるもののため、再検査（精密検査）等は産業医等が必要性を判断することが望まれます。再検査・精密検査等の費用を誰が負担するかは法令により定められておらず、労使間の協議、就業規則等により決定すべき事項となります。もっとも、一般健康診断の項目として規定されている項目について再度検査して検査値を確定させるための再検査は健康診断の範囲内として事業者負担することが望ましいと考えます。再検査・精密検査等に要する時間の賃金についても同様です。

なお、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」では、「再検査又は精密検査を行う必要がある労働者に対して、当該再検査又は精密検査の受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師（産業医等）に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。」としています。

また、「特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師、保健師による保健指導を受けさせるように努める。保健指導として必要に応じて健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診勧奨等を行う。」とされており、極めて緊急度が高い場合は、当該保健指導を必ず行うことが健康管理上、特に重要となります。

Q10 労働者の生活習慣病を予防するための事業者が講ずべき措置とはなんですか。

A 生活習慣病予防（有所見率改善）に向けた事業者の具体的な取組内容は、次のとおりです

（１）一般健康診断実施後の措置

一般健康診断の有所見者について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施すること。

（２）一般健康診断の結果の労働者への通知
一般健康診断結果を労働者へ確実に通知すること。

（３）一般健康診断の結果に基づく保健指導

一般健康診断の有所見者に対して、医師等による栄養改善、運動等の保健指導を行い、労働者自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めること。

（４）健康教育等

一般健康診断での有所見者を含む労働者に対して、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、労働者自身も健康教育・健康相談等を利用して、その健康の保持に努めること。なお、保健指導については次のリーフレットを参考にしてください。

一般健康診断の有所見率改善のため、
保健指導等を実施しましょう！

事業場における保健指導は、事業場の産業医、保健師等が実施するほか、現在は、保険者（全国健康保険協会、各市町、健康保険組合など）が行う特定保健指導等を活用することが可能となっています。

さらに、事業場に産業医のいない小規模事業場では、地域産業保健センターが行う保健指導（原則無料）の利用も可能です。健康管理の中において、これらも活用して、保健指導等を計画的に一層実施するようお願いします。

また、各市町が住民を対象にがん検診を実施していますので、事業場においては受診を希望する労働者が必ず受診できるよう配慮をお願いします。

特定保健指導等を活用するためには、一般健康診断データ(40歳～74歳)を保険者に提供する必要があります。データの提供については、次の点に留意してください。

保険者への一般健康診断データの提供は、

法令の定め（高齢者の医療の確保に関する法律第27条）により、事業者の義務となっています。

法令の定めによるため、個人情報保護法に基づく労働者本人の同意は不要です。

事業場と健診機関との間で契約を締結することで、健診機関から直接電子ファイルが保険者に提供されます。

【参考】特定保健指導等は、次のとおり行われます。（詳細は各保険者に確認してください）

- 特定保健指導は、メタボリックシンドロームのリスクが高い方（40歳～74歳）を対象に、3カ月以上にわたり行われます。
- 特定保健指導には、リスク数に応じて積極的支援と動機づけ支援の2つがあります。保健師や管理栄養士が、職場に赴き対象者と面談（相談）を行い、対象者と電話、手紙、メールなどでやりとりをして、一緒に立てた生活改善目標を達成するための指導を行います。
- リスクが低く特定保健指導の対象とならない方や40歳未満の方に対しても、希望者には保健指導が行われます。

特定健康診査の実施対象ではない40歳未満についても、医療保険者が事業者から健康診断結果を入手することを可能とする改正健康保険法等が令和4年1月に施行されます。